



第30号の内容

▼頼んでへんのに送るって??

「健康食品契約トラブル110番」を実施します!

▼啓発ポスターを作成しました! / ▼貸出ビデオのご案内

頼んでへんのに送るって??

「健康食品契約トラブル110番」を実施します!

高齢者を中心に『今から注文いただいた健康食品を送る。届いたら代金引換で受け取るように』と電話があったが、注文した覚えはない」といった**健康食品の契約トラブルが急増**していることをふまえ、滋賀県消費生活センターでは、「**健康食品契約トラブル110番～頼んでへんのに送るって??～**」を実施します。

健康食品なんて頼んでないけど～

注文どおりに作っているから、キャンセルできないっていわれたけど..



今から送るって言われても～

代引きで受け取ってしもたわ～どうしょー

◎実施期間：平成25年3月14日(木)～3月19日(火)

◎受付時間：午前9時15分～午後4時(平日・土日とも)

相談電話番号：0749-23-0999

◎FAX：0749-23-9030

◎場所：滋賀県消費生活センター(彦根市元町4-1、彦根駅徒歩5分)

一人で悩まず、ご相談ください。

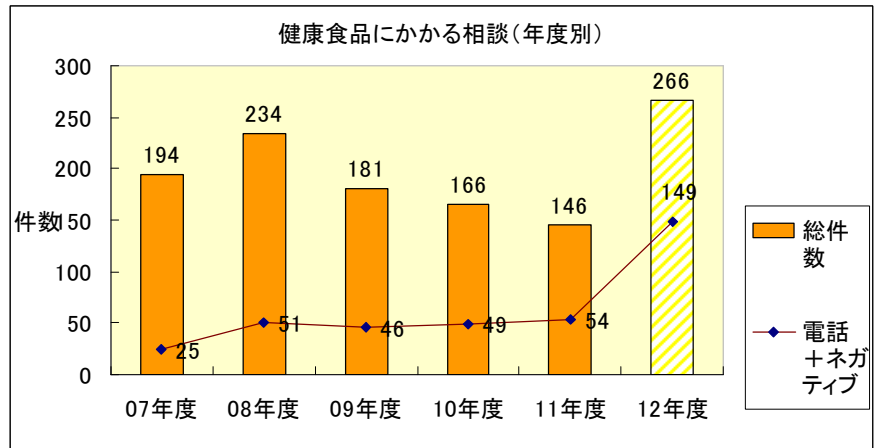
「こんな電話があった」という情報提供もお待ちしています。

(※上記期間以外も相談を受け付けていますので、困ったなと思ったらすぐにご相談ください。)

◆ 健康食品の契約に関するトラブルが急増！！

＜健康食品にかかる相談件数 年度毎推移＞

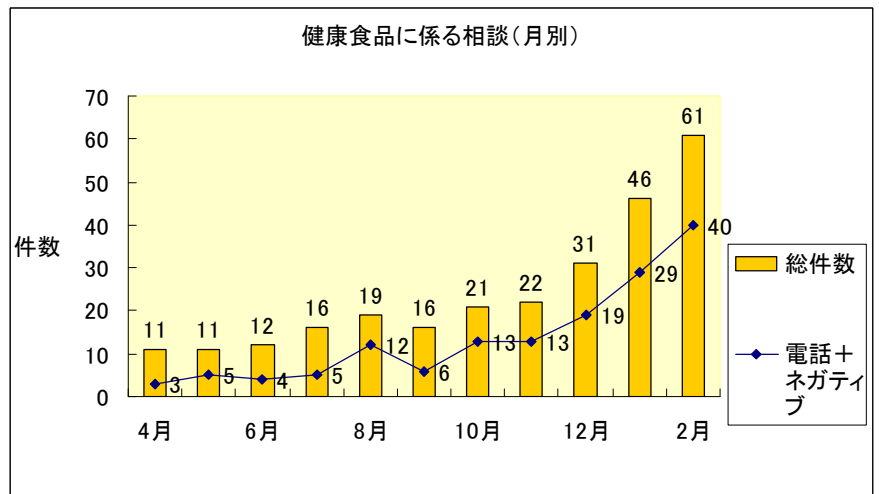
平成24年度に滋賀県内の消費生活相談窓口に寄せられた**健康食品にかかる相談は**、平成25年2月28日現在で266件で、**昨年度と同じ時期と比べて約2倍**となっています。中でも『健康食品』を**申し込んだ覚えがないと断ったのに強引に送り付けられると言った相談（※）は約3倍**に増加しています。



※『健康食品』に関する相談のうち「ネガティブ・オプション」または「電話勧誘販売」の「販売方法」に関する件数。

平成24年度の相談状況（平成25年2月28日現在）をみると、**年代別では約87%が60歳以上で、性別では約87%が女性**となっています。

＜健康食品にかかる相談件数 平成24年度月別推移＞



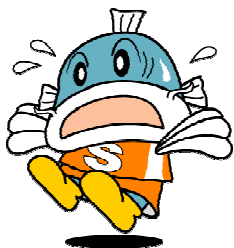
◆相談事例・・・あなたもこのようなトラブルにあっていませんか？

●注文もしていないのに健康食品を送ると電話がかかってきた。注文していないというと、「困る。

明日午前中に商品を届ける。代金は2万5千円。」と言われた。届いたらどうしたらよいか。（70歳代 男性）

●健康食品が代引きで送られてきたので、息子が申し込んだのだと思い代金を支払い受け取った。帰宅した息子に確認したら注文していないという。返金して欲しい。

（80歳代 女性）



●「注文した商品を代引きで送る」と電話があった。「注文していない。注文書を見せてくれなければ受け取り拒否する」と伝えたら、「電話注文なので注文書はない。録音している。受け取り拒否したら代金の3倍請求する」と言われ怖くなって「はい」と返事をしてしまった。（60歳代 女性）

●「注文いただいた健康食品を送る」と電話があったが、「私は病気で医者から薬をもらって飲んでいるので、2万5千円もする健康食品を頼むはずがない」と伝えたところ、「注文どおりに作っているのでキャンセルはできない」と言われた。届いたらどうしたらよいか。（60歳代 女性）

◆トラブルの対処方法…こんな時どうしたらいいの？

申し込んだ覚えもないし、購入するつもりもない

「いません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。



商品が届いてしまった！

◇断ったにもかかわらず一方的に送り付けられた場合、商品を受け取り拒否しましょう。

・安易に受け取らないようにし、**業者名と連絡先をメモ**しましょう。その上で、**配達業者に持ち帰ってもらいましょう。**

・万一、受け取ってしまった場合、申し込んでいない旨の通知（はがき）を発信した上で、**商品を着払いで送り返しましょう。**

◇電話で勧誘され承諾してしまった場合、**クーリング・オフ**（無条件で契約解除）ができます。

・クーリング・オフについて記載された書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができますので、「クーリング・オフ通知」を送付しましょう。

・期間が過ぎても、解約できることもあるので、**あきらめずに相談してください。**



まわりの人も気をつけて！

・判断力の不足に乗じて、強引に商品を送り付けるような手口も横行しています。高齢者が被害にあっていないか**家族や周囲が注意し見守りましょう。**

「困ったな」と思ったら、すぐに消費生活センター等へご相談ください。

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで、祝日・年末年始は除く

啓発ポスターを作成しました！

ここ数年、高齢者から投資商品に関する消費者トラブルの相談が急増しており、1件あたりの被害金額も大きくなっています。

このたび、注意喚起のための啓発ポスターを作成し、

高齢者の立ち寄ることの多い県内の郵便局、金融機関、医療機関等に掲示の御協力をお願いしています。



うまい話にご用心

夢みる前に
まず相談！

高齢者の消費者被害をなくそう

近年、高齢者を狙いお金をだまし取る悪質な業者が増えてきました。
例えば、知らない業者が突然電話をかけてきて「パンフレットが送っていますか？」「高く買い取りますよ」などとちかけ、言葉巧みに高額の契約を迫ります。
契約する前に家族や周囲の人、消費生活センターに相談してください！

相談窓口 滋賀県消費生活センター
☎ 0749-23-0999 ☎ 0749-23-9030
祝日・年末年始を除く毎日、9時15分～16時 彦根市元町4-1



貸出ビデオのご案内

消費生活センターでは、消費者問題啓発を目的として消費生活に関するビデオやDVDの貸出を行っていますので、地域での学習会や集い、学校での授業にご活用ください。

貸出のお問い合わせは、消費生活センター 0749-27-2234 までどうぞ。

◆◇おすすめDVDのご案内◆◇

*振り込め詐欺に騙されたらあきまへんで (一般向け DVD12分 字幕あり)

近畿二府四県警察本部の制作。西川きよし・ヘレン夫妻が、コンパクトにまとめられた6つの寸劇で悪質・巧妙化する振り込め詐欺について注意を呼びかけます。

*いっこく堂の消費者トラブル見守り隊! (一般、見守り者向け DVD38分)

高齢者がトラブルに巻き込まれる事例をドラマで紹介し、腹話術師「いっこく堂」が「師匠」とともに“だれでも騙される可能性がある”“うまい話には裏がある”等について説きます。「健康体操付き悪質商法ゲキタイソング」もあります。

*しまった!こまった!だまされた! (若者向け DVD25分 字幕あり)

親しみやすいアニメーションで、ネットオークション、マルチ商法を例に、契約トラブルの回避方法と対処方法を学習いただけます。授業や新入社員研修にオススメです。

◆◇今年度の新規購入等DVD◆◇

- 消費者センスを高めよう (若者、高校生向け 23分)
- インターネットの危ない世界 (若者向け 45分)
- 高齢者を狙う悪質商法 (高齢者向け/22分、見守り者向け/24分)
- 明日のためのクレジット活用術 賢い大人のカード利用術 (一般向け24分)
- 女子サッカー部員と男子マネージャーが考えた食事戦略 (高校生、若者向け 24分)
- NHK新家庭科ベストセレクション 知っておきたいクレジットカードの基本/栄養の科学/快適に暮らす住居 (各20分)

☆ビデオはこのほかにも各種そろえていますので、どうぞご活用ください。

☆貸出ビデオのリストは滋賀県消費生活センターのホームページの「消費者学習支援」

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>) 掲載しています。

「くらしのかわら版」第30号 (平成25年3月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成25年5月上旬に発行予定です。